山部石綿では、鉱山から石綿含有の鉱石を採掘し、小さく砕いてから隣接する粗製工場にトラックで運搬し、工場内で鉱石を組製し、精錬工場で精錬した後に製品として出荷していた。組製工場では、ロータリーキルン(回転式の窯)を使って、石綿鉱石をボイラーで熱を加えて乾燥させる。石綿鉱石はその中でゆっくり回転しながら下に送られていく過程で砕かれて徐徐に小さくなり、破砕機(クラッシャー)にかけられてさらに細かく砕かれる。組製工場で細かく砕かれた石綿鉱

石は精錬工場で、篩(ふるい)に

かけられ、種類(品質)ごとに選

別して石綿を解きほぐし、粉体状

になった石綿を袋詰めにする。

族補償一時金等が支給された。

鉱山の精製工場の建物は5階建てで、各階ごとに篩の機械があり、下に落ちていく工程で石綿が選別される。石綿の品質は6~7種類のクラスに分かれており、品質のよい石綿は綿状になり、蛇紋岩が混じっているような品質の悪い石綿は粉体(粉末状)になっていた。選別された石綿は種類ごとに分けられて1階の落とし口(シュート)に落とされる。落とし口のところに20キロ袋を取り付け、落下する石綿を袋で受ける。

工場には窓があっただけで排 気装置等は設置されていなかっ た。とくに精錬工場の1階で行わ れていた石綿を袋詰めする作業 では、すさまじい量の石綿粉じん が飛散していた。

Tさんは、入社後、採掘作業を

していたが、1960年頃には組製工場での「組製」作業に従事するようになり、また、残業で2番方に応援として入り、精錬工場で石綿の袋詰め作業もしていた。粗製工場内で石綿鉱石の破砕・乾燥工程での作業のほか、月15日~20日程度、精錬工場で石綿の袋詰め作業に従事していたのである。

2014年10月、泉南アスベスト 国賠訴訟の最高裁判決では、 国が石綿工場の労働者の健康 障害を防止するため、工場内に 局所排気装置を設置する義務 を怠ったことを違法とし、国に賠 償責任を認めた。その後、最高 裁判決に基づく和解基準が作ら れ、一定の要件を満たす被害者 が国に対して賠償請求訴訟を 提起すれば、和解手続により救 済されることになった。

遺族は当会の支援のもとアス ベスト訴訟関東弁護団に相談。 2018年4月、東京地裁に国家賠 償請求の裁判を提訴した。裁判 所での和解手続のなかで、国側 から石綿ばく露作業を具体的に 立証せよとの主張がなされた。 埼玉県内にお住いの元同僚の 方にお会いし、当時の山部石綿 の工場内での作業について詳 細にまとめた陳述書を作成し提 出した。また、遺族からも、父親が 働いていた工場に弁当を届けに 行ったとき、構内には真っ白な石 綿粉じんが大量に舞っていたこ と、子ども心に粉じんが舞う工場 で働くのは体に悪いのではない かと思ったことなどを申し立てた。

こうした取り組みをへて、今年1月、国との和解が成立した。

山部石綿は鉱業に分類される。しかし、Tさんのように、採掘、 運搬作業にほかに、組製工場や 精錬工場内でも石綿ばく露作業 に従事している。泉南型アスベス ト国賠訴訟による和解手続の要 件を満たしていれば、救済される 可能性がある。

山部石綿の元労働者Tさん 遺族の取り組みから、石綿鉱山 でのアスベスト被害者にも国賠 訴訟による救済の道が開 かれることになった。

(東京労働安全衛生センター)

60歳保温工の腹膜中皮腫

大阪●親子二代のアスベスト被害

保温工のMさんから2018年8月「中皮腫と言われている」と相談があった。20年前の1999年、父親で保温工Tさんから相談があって支援した経緯があった。

Tさんは、じん肺管理区分管理3イ、続発性気管支炎と大阪労働局から管理区分決定を受け労災請求し、福島県のいわき労働基準監督署から労災認定を

受け、残念ながら亡くなられた。

そのTさんのもとで保温工として働くようになって約40年仕事をした息子さんが大阪市内の病院で腹膜中皮腫と診断を受けたということだった。その後、腹膜中皮腫の手術を多く手がけている岸和田徳州会病院腹膜播種センターを受診し、治療を開始した直後の同年10月に急逝された。享年60歳。

その間、環境再生保全機構に 救済給付を申請し、労災請求を 準備していたのだが、機構の方 は「申請中死亡者に係る決定申 請書」を提出した。2019年3月に 認定決定通知が届いた。

労災請求については、遺族補 償請求を千葉労基署に提出し た。最終の石綿曝露をしたとみられる会社が同署管内だったためだ。2019年8月、支給決定通知が遺族に届いた。

発電所、石油プラントなど多数の現場で仕事をしてきた方で典型的なアスベスト労災被災労働者だった。中皮腫と診断されてから、ほとんどなすすべなく亡くなった推移に呆然とするばかりで、せめてもっと有効な治療方法があれば、と感じないではいられない。

父親につづいて、そして父親よりもずっと若くして亡くなってしまったMさんの死亡を前にして、「これをどうしてくれよう」と 別うばかりだ。

(関西労働者安全センター)

参加型調査活動から社会変革へ

アメリカ●ロサンゼルスの労働運動を訪問

2019年2月1日~11日にかけて、高須裕彦さん(法政大学フェアレイパー研究所、その5か月後の7月13日に急逝された)のコーディネートにより、ロサンゼルス(LA)の改革派労働運動を学ぶ訪問企画が実施された。この企画には、日本の労働組合活動家や労働弁護士ら計6名が参加した。東京労働安全衛生センターから参加した事務局の天野が、その内容を報告する。

LAでは1990年代から、移住 労働者の女性たちを中心とした 労働運動が盛り上がり、それが 労働者の政治的な声や団結在 高め、LAの地域社会全体を突 き動かす、公正な経済や社会 正義を求める運動に発展してい る。今回の訪問の直前、2019年 1月には、ロサンゼルス教員組合 (UTLA) が教育の民営化に反 対し、30年ぶりのストライキに突入 した。このストライキは、公立学 校の生徒やその親、そして地域 社会の支援を受けて全面的な 勝利を収めた。

今回の訪問では、UTLAな

ど複数の労働組合の地域支部や、地域に密着して労働問題に取り組むワーカーズセンターというNPO、労働問題の調査分析と政策提言・キャンペーンを展開するシンク&アクトタンク(UCLAレイパーセンターなど)といった、合計9つの団体を訪問した。

UCLA (カリフ寸ルニア大学ロサンゼルス校)のレイパーセンターは1964年に設立され、2002年にLA市内中心部のダウンタウンに現在のオフィスを開設した。センター所長のケント・ウォンさんは、「ダウンタウンは中南米からの移住労働者が多く住む地域であり、様々な労働組合に使ってもらいやすい立地ということで、ここを選びました」と語っていた。

レイパーセンターはこれまで、 LAで社会正義(Social Justice) を求める活動の中心となり、洗車 労働者の労働組合の立ち上げ、 100万人の労働者が参加した 2006年のLAでのメーデー、非正 規滞在の移住労働者の子ども たちを対象としたプログラムなど 様々な取り組みの拠点になってき たそうだ。今年1月の教員組合の ストでも、拠点のひとつになった。 ウォンさんは「私たちのセンター は、労働者階級の子どもたちに、 企業寄りの視点ではなく、歴史と 批判的精神老身につけて欲しい と考えています」とセンターの理 念を語っていた。

UCLAレイパーセンターでは、 I約30人のスタッフがおり、様々な 調査やキャンペーン、活動を行っ ている。その取り組みの中心は、 労働問題について、学生や労働